【1. 建設業の許可の概要について】

(1)建設業の許可とは

【建設業法第3条第1項】

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額(※)が

- ●「建築一式工事」の場合 → 1,500万円に満たない工事 又は 延べ面積が150㎡に満たない木造建築
- ●「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送賃を加えた額とする。

(2)「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

【建設業法第3条第1項

取得する建設業許可が国土交通大臣許可となるか、都道府県知事許可になるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

日 県 A社営業所 乙県

都道府県知事許可

1つの都道府県のみに営業所を設けて営業しようとする場合

※上記のとおり、大臣許可と知事許可の別は、 営業所の所在地で区分されるものであり、営 業し得る区域または建設工事を施工し得る区域に制限はありません。

B社営業所

B社営業所

A社営業所

この場合、A社は甲県の知事許可、B 社は国土交通大臣許可になります。

【営業所】とは

- 「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。 本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対 し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、ここ でいう営業所に該当します。
- ●「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結 に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを 問うものではありません。
- 単に登記上の本店等に過ぎないもの及び建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であって建設業にはまったく無関係なものは、ここでいう営業所には該当しません。
- <u>許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。</u>

《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

建設業の許可は以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。

特定建設業許可

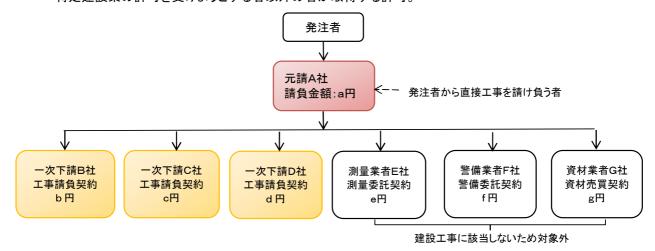
発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額)が5,000万円以上(※)となる下請契約を締結して施工しようとする場合に必要となる許可。

※建築一式工事の場合は8,000万円以上。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可。



●「特定建設業許可」が必要な場合

元請A社の締結する $\underline{-次下請との下請工事契約の総額(b円+c円+d円)}$ が $\underline{5,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要</u>です。$

※建築一式の場合、5,000万円を8,000万円に読み替えて下さい。

- ●A社(元請)の請負金額に制限はありません。
 - → 一次下請に発注する額によって一般か特定かを判断します。
- ●「特定建設業許可」が必要となるのは発注者から直接工事を請け負った元請負人に対してのみです。
 - → 一次下請負以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

(4)許可業種の区分

【建設業法第3条第2項】

建設業の許可は、29の建設工事の種類ごとに受けなければなりません。各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。大きく分けて2つの一式工事業と27の専門工事業があります。 ※詳しくは、業種区分一覧表(別紙①)をご覧下さい。

区分		建設工事の種類		建設工事の内容
一式業種 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事			大規模又は施工が複雑な工事を、原 則として元請業者の立場で総合的にマ <u>ネージメント(企画、指導、調整等)</u> する 事業者向けの業種
専門業種 (27業種)※	大工工事 左官工事 とび・土エ・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・プロック工事 鋼構造物工事	鉄筋工事 舗装工事 しゆんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事	熱紀 熱経 素に 素に 素に 素に 素に まままままで は は は は は は は は に は は に は に は に に は に に に に に に に に に に に に に	工事の実施工 を行うために必要な業 種

(5)許可の有効期間 [建設業法第3条]

● 許可の有効期間は、許可日から<u>5年目</u>を経過する日の前日をもって満了となります。 なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了します。

- 引き続き建設業を営もうとする場合は、**有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出**しなければなりません。(この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出)【法第3条第3項、施行規則第5条】
- 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分 (許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。【法第3条第4項】
- 許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、建設業法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。

